

# 大阪府の「事業活動のエネルギー対策制度」

## 事業者の自主的な温暖化対策を促進します。

### 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」



大阪では 100 年間に 2.1 気温が上昇しており、これは地球温暖化とヒートアイランド現象の 2 つの “ 温暖化 ” の影響と考えられています。この温暖化を防止・緩和するために、大阪府では新たな条例を創設し、省エネルギー等を通じた CO<sub>2</sub> の削減対策をすすめていきます。

#### 制度の概略

この制度は、エネルギーの多量消費事業者（=温室効果ガスの排出量が多い事業者）を対象に、温暖化対策計画書や実績報告書の届出、府による概要の公表などにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出や排熱の抑制を促進し、“温暖化”の防止・緩和を図ります。

#### 制度の流れ

府内での年間エネルギー使用量が一定規模以上の事業者（対象事業者=規則で規定）



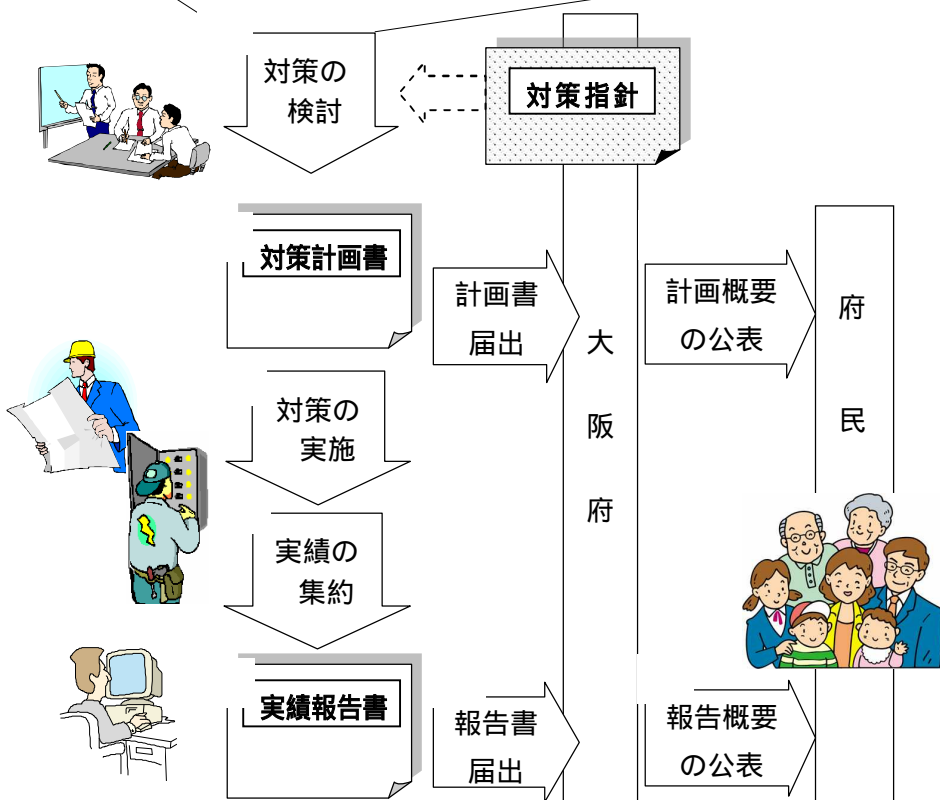
原油換算で 1,500kI/年以上のエネルギーを消費する事業所を持つ事業者



24 時間営業を常態とし、府内の総エネルギー消費量が原油換算で 1,500kI/年以上の事業者



府内で一定規模以上の自動車(トラック 100 台以上等)を使用する事業者



#### 【説明】

一定規模以上の事業者は、府が定める対策指針に基づき対策や目標を検討し、対策計画書を作成し、府に届け出るとともに、温暖化対策を実施します。年度毎に、講じた対策の実績やデータを集約し、実績報告書を作成し、府に届け出ます。府は届出された計画書や報告書の概要を、府民に公表します。

## 制度のポイント

対象事業者の府内の事業活動全てが計画策定の対象  
エネルギーを多量に使用する工場やビルを所有する事業者（対象事業者）には、その工場やビルだけでなく、府内のその他事業所（事務所、店舗など）や自動車の使用に関する対策についても、計画に盛り込むこととなります。

事業者による自主的な計画の策定・削減目標の設定  
対象事業者には、温室効果ガスの排出や排熱を抑制するため、具体的な削減目標と、その目標達成に向けた対策を盛り込んだ中期的(3カ年)計画を策定し、届け出ていただきます。



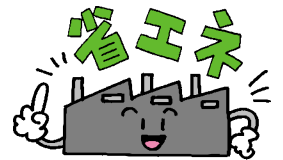
実績は毎年集約・報告  
対策の実施状況や温室効果ガス排出量等の削減実績は毎年集約し、府への届け出ていただきます。

対策計画書、実績報告書の概要の公表  
府に届出された対策計画書や実績報告書の概要は、府のホームページで公表します。府民は個々の事業者の取組みの概要を知ることができます。



取組の優れた事業者に対して顕彰  
特に優れた取組みに対しては、府が顕彰を行い、他の模範にもなるよう、広く周知します。

計画書や報告書を届出しない事業者にはその旨を公表  
手続きが確実にされるよう、届出をしない事業者には届け出ることを勧告し、それでも従わない場合は、その旨を公表します。



## 制度の目指すところ

事業者による“計画的な対策の実施”を促します。  
事業者の取組姿勢や実績が社会的に評価されることにより、取組みの一層の促進を図ります。  
エネルギー多量消費事業者の努力を知ることにより、一般府民や中小事業者の意識も向上します。

この制度は平成18年4月1日よりスタートします。  
更に詳しく知りたい方は、次まで問い合わせください。



環境農林水産部 みどり・都市環境室  
地球環境課 温暖化対策グループ  
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目  
TEL 06(6941)0351(内線 3856,3849)